

## III-32

### 学術集会検討委員会内規

#### (目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

#### (業務)

第2条 本委員会は、学術集会に関する以下の業務を行う。

(1) 学術集会の開催に関する以下の事項について検討すること

- 1) 学術集会幹事の選任に関する事項
- 2) 学術集会の会期及び開催地、会場に関する事項
- 3) 学術集会の概要に関する事項（テーマ、参加費、プログラム、社交行事等）
- 4) 運営会社の選定に関する事項
- 5) 予算及び決算に関する事項

(2) 前号以外の学術集会に関連した諸問題について検討すること

#### (運営)

第3条 委員は、学術集会会長、学術集会幹事及び理事長が指名する者で構成し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、学術集会会長及び学術集会幹事による委員の任期は、学術集会会長及び学術集会幹事の任期満了後の7月末日までとする。
- 3 委員長及び副委員長は、理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 4 本委員会は、委員長の請求によって開催する。
- 5 本委員会の定足数は、委員長を含めた委員現在数の過半数とする。
- 6 本委員会の議長は、委員長とする。委員長が不在の場合には委員長が指名した委員とする。
- 7 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、委員長が行うものとする。
- 8 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

#### (プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

#### (委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

#### (改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

本内規は、令和8年1月24日より施行する。